

◎ 石垣市の奨学金制度

石垣市では、進学・修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により学費の支払いが難しい世帯に対して、奨学金の貸付・給付を実施しています。この奨学金制度は、これまで30年以上続けている事業で、延べ290人以上の奨学生が利用しています。

現在、石垣市には貸付型と給付型（2種類）の奨学金制度があります。この機会に奨学金の利用について、また、進学について考えてみてはいかがでしょうか。

なお、各種奨学金には一定の所得基準を設けております。（裏面参照）詳しくは、石垣市教育委員会までお気軽にお問い合わせください。

大濱信象訓
人の価値は
生まれた場所
によって決まる
ものではない
いかに努力し
自分を磨くか
によって決まる
ものである

【お問い合わせ】
石垣市教育委員会(教育総務課)
電話:0980-87-5077
FAX:0980-82-0294
E-mail:kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp

石垣市は、あなたの進学を応援します!!

給付型奨学金(返す必要がない奨学金)

◎ 石垣市奨学給付金

応募条件	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が石垣市に3年以上住所を有していること。 高校3年間の評定平均値が4.0以上あること。 他の石垣市の奨学金制度と併願は可能ですが、併用はできません。石垣市の奨学金以外との併用は可能です。(日本学生支援機構等)。
対象学校	大学、短期大学、大学院、専門学校、専修学校、高等専門学校（1～3年生の課程を除く）
作文審査	「奨学給付金を志望する理由、進学後に取り組みたいこと、卒業後に石垣市、八重山又は沖縄の振興・発展のために取り組みたいこと」をテーマに、1,200字以内で作文を提出していただきます。
採用人数	毎年3名(予定)
給付金額	月額5万円



◎ 桃原用昇奨学給付金

応募条件	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が石垣市に3年以上住所を有していること。若しくは、生徒が石垣市内の高校を卒業（見込）していること。 高校3年間の評定平均値が4.0以上あること。 他の石垣市の奨学金制度と併願は可能ですが、併用はできません。石垣市の奨学金以外との併用は可能です。(日本学生支援機構等)。
対象学校	大学のみ
作文審査	「桃原用昇奨学給付金を志望する理由及びあなたの将来の自立目標とその理由」(自身が自立するために何をしたいのか)をテーマに、1,200字以内で作文を提出していただきます。
採用人数	毎年1名(予定)
給付金額	月額5万円



貸付型奨学金(返す必要がある奨学金)

◎ 石垣市奨学貸付金

応募条件	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が石垣市に住所を有していること。 高校3年間の評定平均値が概ね3.3以上あること。 連帯保証人(保護者)のほかに保証人(生計を共にしない第三者)を立てること。など
対象学校	大学、短期大学、大学院、専門学校、専修学校、高等専門学校（1～3年生の課程を除く）
採用人数	毎年5名(予定)
貸付金額	<ul style="list-style-type: none"> 月額5万円又は7万円の希望する額(無利子) 入学一時金30万円又は50万円の希望する額(無利子)



※ 令和8年度の新規奨学生については、各種奨学金とも令和7年10月1日(水)より募集開始 ※

各種奨学金の所得基準について

貸付型・給付型奨学金ともに所得基準を設けております。基準については、〔世帯所得金額〕－〔世帯状況に応じた特別控除額（Ⅰ：特別控除額表）〕が所得基準額（Ⅱ：所得基準額表）を下回っていることが条件となります。

※ 各世帯分の収入（年収）ではなく、所得で計算いたします。また、所得金額については、石垣市税務課が発行する市県民税所得証明書に記載されている総所得金額を基に計算いたします。

※ 特別控除については、奨学金を受ける日時点を想定して控除いたします。つまり、現在高校3年生であっても大学生としてその金額を控除いたします。

【所得基準計算式】(①世帯所得)－(②特別控除)＝(③算出額)
(③算出額) < (④所得基準額)



- 世帯の総所得金額が470万円
- 奨学金希望者が高校3年生
- 妹（中学3年生）、弟（5歳）がいる5人家族

1. 市県民税所得証明書に記載されている総所得金額を年収がある世帯全員分を足す → ①470万円
2. (R7.4月時点での)世帯の状況に合う控除事由を選ぶ
 - 本人（自宅外通学の大学生＝130万円）
 - 妹（自宅通学の高校生＝37万円）
 - 弟（未就学児＝8万円）
 合計②175万円
3. ①470万円－②175万円＝③295万円
4. ③295万円と、(Ⅱ：所得基準額表)から5人世帯の基準額を比較
 - ③295万円 < ④328万円
 ③算出額が④所得基準額を下回っているため対象となります。

※奨学金は、児童養護施設の生徒も申請可能です。

<Ⅰ：特別控除額表>

控除事由	特別控除額	
	自宅通学	自宅外通学
母子・父子世帯	45万円	
就学者のいる世帯(1人につき) 	小学校	8万円 / 25万円
	中学校	15万円 / 32万円
	高等学校、高等専門学校(1～3年生課程)	37万円 / 54万円
	大学、短期大学、大学院、高等専門学校(4年生課程以上)、専門学校等	91万円 / 130万円
未就学児のいる世帯(1人につき)	8万円	
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯	父母以外の者の所得者一人につき35万円。ただし、その所得が35万円未満の場合はその金額。	

<Ⅱ：所得基準額表>

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1人	152万円	5人	328万円
2人	243万円	6人	344万円
3人	278万円	7人	360万円
4人	305万円	8人	376万円

※上記控除要件は一例です。控除要件は家庭状況に応じて他にもありますので、詳しくは、石垣市教育委員会までお気軽にお問い合わせください。